

今年4月新体制スタート

消防団員募集



能代市消防団が変わります。今年4月1日から24分団が9分団になり、資機材などを集約し効率的な組織体制の構築、活動充実を図るために統合・再編を行い、新たな能代市消防団がスタートします。18歳以上で健康な市民や市内通勤・通学者ならどなたでも団員になることができます。

女性団員や、大災害などの特定の災害や活動に限定して従事する機能別消防団員も募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 防災危機管理室(能代消防署内) ☎52-3311 地域局総務企画課 ☎73-2112

地域を守る

消防団とは



Q: 消防団って何?

消防署と同様の消防機関です。仕事や家業、学業をしながら消防業務に当たります。



消防団は、消防署などと同じくそれぞれの市町村に置かれている消防機関です。消防職員は仕事として消防業務をしています。消防団員は自分の仕事をほかに持ちながら、職員と同じように消防業務に当たっています。

Q: 入団後はどんな身分・待遇になる?

消防団員は公務員。年報酬や出動手当を支給します。



消防団員の身分は非常勤特別職の地方公務員で、年報酬

や災害時の出勤などへの手当を支給します。また、公務災害補償や、長く団員を務めた場合は慰労のための退職報償金を支給します。

さらに、市では団員の福利厚生充実のため、共済・互助制度の掛け金を負担しています。

Q: 活動内容は?

災害時の消火活動はもちろん、平常時には訓練、住民への啓発・広報活動などを行います。



地域における消防防災のリーダーとして平常時・災害時を問わず、その地域に密着した活動を行っています。火災が起きたときの消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模な災害時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導などのほか、平常時でも災害に備えた訓練や住民への防火啓発など、さまざまな活動を行っています。

女性も活躍しています

全国的に消防団員は減少していますが、女性団員は年々増加しています。特に令和元年度からは秋田しらかみ看護学院の生徒も学生団員として入団しています。消火活動や広報支援などのほか、住宅用火災警報器の普及促進や高齢者宅の防火訪問、地域住民に対する防災教育や応急手当の普及指導など、さまざまな活動があります。地域の安心・安全のために、皆さんのお力をお貸しください。



能代市少年消防団員を募集しています

少年消防団は消火体験や応急手当体験などの活動を通じて、火災の現象や予防方法などを学び、地域の方々や家族・友人などに火災予防の大切さを広めることを目的に活動をしています。団員になりたいとお考えの児童・生徒のお父さんやお母さんなどお気軽にご相談ください。なお、活動日などは事前にお知らせします。

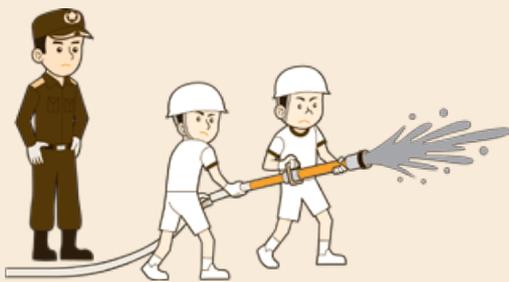
対象学年 小学4年生から中学3年生
(能代市内在住の児童・生徒)

活動場所 能代消防署

※申込用紙は、防災危機管理室(能代消防署内)と地域局総務企画課にあります。

●活動の例

- 小型動力ポンプを使用した放水訓練
- AEDを使用した救急救命講習
- 出初式分列行進体験
- 消防署見学や予防学習など



消防団協力事業所等

現在市内では
12の事業所等が認定されています。

事業所等名	協力事項
JAあきた白神	従業員などが相当数入団
中田建設	従業員などが相当数入団 消防団活動への配慮
能代運輸	従業員などが相当数入団
大森建設	従業員などが相当数入団
塚本商会	従業員などが相当数入団 消防団活動への配慮
伊藤組	消防団活動への配慮 災害時の協力
鈴木土建	消防団活動への配慮
斎藤建設	消防団活動への配慮
秀栄建設	消防団活動への配慮
能代電設工業	消防団活動への配慮
秋田しらかみ看護学院	学生が相当数入団
ALSOK秋田能代支社	消防団活動への配慮 防災体制の充実強化

団員数は減少の一途

地域の安心安全のためさまざまな活動をしている消防団ですが、ここ数年団員数は減少の一途をたどり、平成30年度の団員数が696人でしたが、令和4年度では653人となっています。

災害時には、消防署員だけでなくのことには十分対応することができるとは限りません。このようなとき、地域の事情に詳しい消防団が活躍しますが、このまま減少が続くとその活動の低下が心配されます。

近年は団員の仕事の形態が変わってきており、団員の7割を超える方が就業者となっています。就業者は一般的に自営業の方よりは時間に都合をつけづらいため、参加できる活動が限られることがあります。加えて勤務先が自宅から離れていることもあり、昼間の災害発生時に地域での活動が思うようにできないことも心配されています。

団員確保に尽力

団員の確保と活動しやすい環境づくりを消防団の最重要

課題と位置付け、さまざまな取り組みをしています。具体的には、昼間の火災や大規模な災害などの限定された活動にのみ従事する機能的消防団員の導入や、団員の勧誘活動をってもらう団員確保推進員の委嘱、広報紙でのPRや成人式での募集チラシの配布、自治会や事業所などへの協力要請などです。

また、消防団に積極的に協力している事業所や団体を認定し表示証を交付しているほか、独自の報償金制度も設けています。

団員の入団促進や消防団活動への配慮など、消防団に積極的に協力している事業所や団体を協力事業所等として認定し、表示証を交付しています。



消防団協力事業所等の申請をお願いします

団員の入団促進や消防団活動への配慮など、消防団に積極的に協力している事業所や団体を協力事業所等として認定し、表示証を交付しています。

対象事業所等 法人または市内に住所がある個人事業主

3人以上団員がいる事業所等に報償金を支給します

要件 いずれかに該当すること

要件 すべてに該当すること

●従業員(学生)が、団員として3人以上入団している

●能代市消防団協力事業所等として認定を受けている

●従業員(学生)の消防団活動について配慮している

●消防団員を3人以上雇用(雇用保険の一般被保険者)しているなど

●災害時に事業所等の資機材を消防団に提供するなどの協力をしている

金額 消防団員である労働者(学生)1人につき1万円

●従業員(学生)による機能的分団などを設置しているなど

※年度内1事業所上限額10万円

認定期間 原則、認定の日から2年間

※詳細はお問い合わせください。